別表

2026年4月6日改定

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で規定する感染症一覧

一類感染症

(1)エボラ出血熱
(2)クリミア・コンゴ出血熱
(3)痘そう
(4)南米出血熱
(5)ペスト
(6)マールブルグ病
(7)ラッサ熱

7疾病

二類感染症

(8)急性灰白髄炎
(9)結核
(10)ジフテリア
(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）
(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）
(13)鳥インフルエンザ（H5N1）
(14)鳥インフルエンザ（H7N9）

7疾病

新型インフルエンザ等感染症

(114)新型インフルエンザ
(115)再興型インフルエンザ
(116)新型コロナウイルス感染症
(117)再興型コロナウイルス感染症

4疾病

三類感染症

(15)コレラ
(16)細菌性赤痢
(17)腸管出血性大腸菌感染症
(18)腸チフス
(19)パラチフス

5疾病

四類感染症

(20)Ｅ型肝炎
(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）
(22)Ａ型肝炎
(23)エキノコックス症
(24)エムポックス
(25)黄熱
(26)オウム病
(27)オムスク出血熱
(28)回帰熱
(29)キャサヌル森林病
(30)Ｑ熱
(31)狂犬病
(32)コクシジオイデス症
(33)ジカウイルス感染症
(34)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）
(35)腎症候性出血熱
(36)西部ウマ脳炎
(37)ダニ媒介脳炎
(38)炭疽
(39)チクングニア熱
(40)つつが虫病
(41)デング熱
(42)東部ウマ脳炎
(43)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）
(44)ニパウイルス感染症
(45)日本紅斑熱
(46)日本脳炎
(47)ハンタウイルス肺症候群
(48)Ｂウイルス病
(49)鼻疽
(50)ブルセラ症
(51)ベネズエラウマ脳炎
(52)ヘンドラウイルス感染症
(53)発しんチフス
(54)ボツリヌス症
(55)マラリア
(56)野兎病
(57)ライム病
(58)リッサウイルス感染症
(59)リフトバレー熱
(60)類鼻疽
(61)レジオネラ症
(62)レプトスピラ症
(63)ロッキー山紅斑熱

44疾病

五類感染症

全数把握対象

(64)アメーバ赤痢
(65)ウイルス性肝炎（Ｅ型肝炎及びＡ型肝炎を除く。）
(66)カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
(67)急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）
(68)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）
(69)クリプトスポリジウム症
(70)クロイツフェルト・ヤコブ病
(71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症
(72)後天性免疫不全症候群
(73)ジアルジア症
(74)侵襲性インフルエンザ菌感染症
(75)侵襲性髄膜炎菌感染症
(76)侵襲性肺炎球菌感染症
(77)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）
(78)先天性風しん症候群
(79)多剤耐性緑膿菌感染症
(80)梅毒
(81)播種性クリプトコックス症
(82)破傷風
(83)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(84)バンコマイシン耐性腸球菌感染症
(85)百日咳
(86)風しん
(87)麻しん
(88)薬剤耐性アシネトバクター感染症

25疾病

定点把握対象

定点種別	定点把握対象
小児科	(93)感染性胃腸炎 (99)水痘 (103)手足口病 (104)伝染性紅斑 (105)突発性発しん (112)流行性耳下腺炎
小児科・急性呼吸器感染症	(89)RSウイルス感染症 (90)咽頭結膜熱 (92)Ａ群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (107)ヘルパンギーナ
急性呼吸器感染症	(91)インフルエンザ※1 (94)急性呼吸器感染症※2 (98)新型コロナウイルス感染症※3
眼科	(95)急性出血性結膜炎 (111)流行性角結膜炎
性感染症	(100)性器クラミジア感染症 (101)性器ヘルペスウイルス感染症 (102)尖圭コンジローマ (113)淋菌感染症
基幹	(91)インフルエンザ※1（入院患者に限る。） (93)感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る。） (96)クラミジア肺炎（オウム病を除く。） (97)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。） (98)新型コロナウイルス感染症※3（入院患者に限る。） (106)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (108)マイコプラズマ肺炎 (109)無菌性髄膜炎 (110)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症

25疾病

指定感染症

該当なし

0疾病

法第１４条第１項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

疑似症

(118) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

1疾病

法第１４条第８項の規定に基づく把握の対象

(119) 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の症状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第８項に基づき提出を求めたもの。

1疾病

※1　鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。
※2　(85)、(89)から(92)、(96)、(98)、(107)及び(108)を除く。
※3　病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。